



株式会社イロドル

有料職業紹介事業許可番号 / 22-ユ-300699

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を返還するものとします。尚、手数料負担者は当社とします。

- | | |
|------------------------------|------------|
| (1) 入社日から1ヵ月を経過した日より前に退職したとき | : 手数料の100% |
| (2) 入社日から2ヵ月を経過した日より前に退職したとき | : 手数料の60% |
| (3) 入社日から3ヵ月を経過した日より前に退職したとき | : 手数料の30% |

※また、返戻金制度は紹介料に関する覚書により別の定めをする場合があります。